

郵送申請による転出届・特例による転出届

吉野ヶ里町長 様

年 月 日

下記のとおり、住所を変更しますので転出の手続きをお願いします。

|     |      |  |                    |  |
|-----|------|--|--------------------|--|
| 届出人 | ふりがな |  | TEL(携帯)・<br>昼間の連絡先 |  |
|     | 氏名   |  |                    |  |
|     | 住所   |  |                    |  |

|       |                                   |  |
|-------|-----------------------------------|--|
| 転出の種類 | <input type="checkbox"/> 通常の転出届   | 転出証明書等を郵送いたします。<br>(詳しくは次のページをご覧ください。)                               |
|       | <input type="checkbox"/> 特例による転出届 | 個人番号カード(住民基本台帳カード)を使用した転出ができます。<br>※転出証明書は発行しません。(詳しくは次のページをご覧ください。) |

|       |          |
|-------|----------|
| 異動年月日 | 令和 年 月 日 |
|-------|----------|

※本人確認書類(運転免許証等)の  
コピーを必ず同封してください。

|    |   |             |     |   |  |
|----|---|-------------|-----|---|--|
| 住所 | 新 | 都道 市区       | 世帯主 | 新 |  |
|    | 旧 | 府県 町        |     | 旧 |  |
|    |   | 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町 |     |   |  |

※現在、世帯主の人が転出する場合には次の世帯主を定めてください。→新世帯主名( )

|                                |            |                    |    |
|--------------------------------|------------|--------------------|----|
| 異動者<br><br>全員の氏名を記入<br>してください。 | ふりがな<br>氏名 | 生年月日               | 性別 |
|                                |            | 明・大・昭・平・令<br>年 月 日 | 男女 |
|                                |            | 明・大・昭・平・令<br>年 月 日 | 男女 |
|                                |            | 明・大・昭・平・令<br>年 月 日 | 男女 |
|                                |            | 明・大・昭・平・令<br>年 月 日 | 男女 |
|                                |            | 明・大・昭・平・令<br>年 月 日 | 男女 |
|                                |            | 明・大・昭・平・令<br>年 月 日 | 男女 |
|                                |            | 明・大・昭・平・令<br>年 月 日 | 男女 |

手続きについて、詳しくは次ページをご覧ください。

## 転出の手続きについて

住民票の異動には旧住所で転出届を、新住所で転入届をする必要があります。

運用中の個人番号カード（住基カード）を持っているかどうかで手続きが異なります。

### カードを持っている場合

運用中の個人番号カード（住基カード）を持っている場合は『特例による転出』が可能です。  
※ただし、転出年月日が14日以上さかのぼる場合には『特例による転出』はできません。

#### 1.旧住所（吉野ヶ里町）で特例による転出届を行う。

窓口に来庁して手続きをしていただくか、郵送での手続きをしていただきます。  
郵送の場合、郵便を投函してから転出届の処理が完了するまで日数を要します。

#### 2.新住所で特例による転入届を行う。

新住所に異動後、14日以内に新住所の役所窓口で『特例による転入』を行います。  
転入の際に暗証番号の入力が必要になりますので、窓口でカードをお持ちください。

### カードを持っていない場合

#### 転出年月日が14日以上さかのぼる場合

運用中の個人番号カード（住基カード）を持っていない場合、  
あるいは転出年月日が14日以上さかのぼる場合の手続きはこちらになります。

#### 1.旧住所（吉野ヶ里町）で転出届を行う。

窓口に来庁して手続きをしていただくか、郵送での手続きをしていただきます。  
郵送の場合、転出証明書を返送しますので、84円切手を貼った封筒を  
返送先をご記入のうえ、同封してください。  
※転出証明書がお手元に届くまで郵便の往復分の日数を要します。

#### 2.新住所で転入届を行う。

吉野ヶ里町が発行した転出証明書を持って、新住所の役所窓口で『転入届』を行います。

※郵送による手続きの際は、本人確認のため申請者の身分証（運転免許証など）の写しを必ず同封してください。申請者の本人確認ができない場合は、旧住所に異動届を受理したことを通知いたします。